

在留管理制度と不法就労の防止について

東京出入国在留管理局横浜支局
審査管理部門

在留資格一覧表

外国人が「どのような活動をするのか」がポイント

外国人が「どのような身分又は地位であるか」がポイント

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注１）	特定産業分野（注２）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注１）平成31年4月1日から

（注２）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

※ 赤字の在留資格については、上陸基準省令の適用があるもの。

ポイント

働くことができる在留資格・働くことができない在留資格

就労資格

外交
公用
教授
芸術
宗教
報道
高度専門職
経営・管理
法律・会計業務
医療
研究
教育
技術・人文知識・国際業務
企業内転勤
介護
興行
技能
特定技能
技能実習



働くことが
できる

居住資格

永住者
日本人の配偶者等
永住者の配偶者等
定住者

特定活動（就労可）



働くことが
できない

文化活動
短期滞在
留学
研修
家族滞在
特定活動（就労不可）

ただし...



資格外活動許可 を取れば

アルバイトができます

中長期在留者の在留管理制度

「中長期在留者」とは具体的には、以下の①～⑥のいずれにもあてはまらない外国人のことであり、在留カードの交付対象となります。

中長期在留者に該当しない外国人

在留カードは交付されません！

- ① 3月以下の在留期間が決定された者※ ② 短期滞在の在留資格が決定された者 ③ 外交又は公用の在留資格が決定された者
- ④ 「特定活動」の在留資格が決定された
・台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族
・デジタルノマド（国際的なリモートワーク等を目的として本邦に滞在する者）及びその配偶者・子
- ⑤ 特別永住者 ⑥ 在留資格を有しない者（不法滞在者等） ※ 例えば、在留資格「興行」で「3月」の在留期間が決定された場合、在留カードは交付されません。

中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ

出入国港で

入国の審査

旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者となった方には在留カードを交付します。

（注）上陸許可の証印とともに在留カードが交付されるのは、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港及び福岡空港です。その他の空港・海港については、住居地の届出を行った後に郵送により交付されます。

市区町村で

住居地の (変更)届出



地方出入国在留管理官署で

- 住居地以外の変更届出
（氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更届出）
- 在留カードの有効期間更新申請
（「永住者」・「高度専門職2号」・16歳未満の方）
- 在留カードの再交付申請
（在留カードの紛失、盗難、滅失、著しい毀損又は汚損等をした場合）
- 所属機関・配偶者に関する届出
（就労資格や「留学」等の学ぶ資格、配偶者としての身分資格で在留する方）
- 在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請等
（許可の際、中長期在留者の方には新しい在留カードを交付します。）

ポイント

在留カードの見方

・氏名

※原則として、旅券のローマ字氏名で表記され、申出により漢字氏名も併記可能(漢字氏名を証明する資料が必要)ですが、**通称名は記載されません(特別永住者証明書も同様)**

・生年月日、性別、国籍・地域

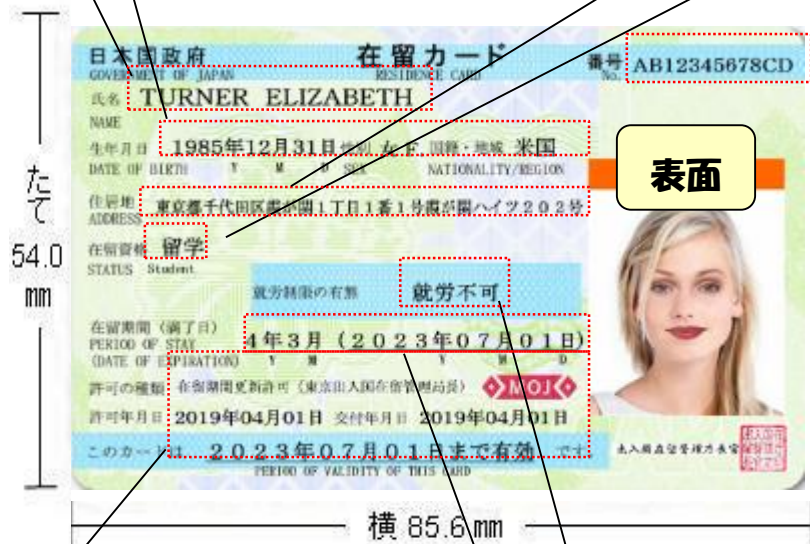
・住居地

・在留資格

・在留期間更新許可申請中 又は 在留資格変更許可申請中 である旨が記載されます。

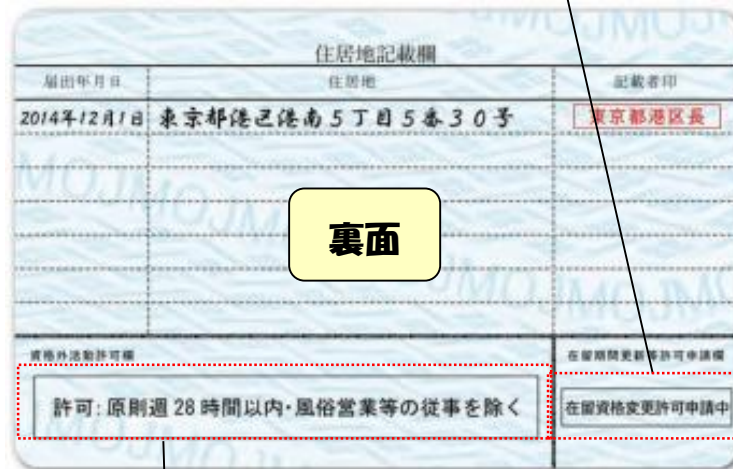
※「特例期間」(入管法第20条第5項等)に留意

※申請を行った場合、申請に係る処分日又は在留期間の満了日から2か月を経過する日のいずれか早い日までは、在留カードは失効しない(在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日の前日となっている者を除く。)



・在留カード番号

裏面



・許可の種類

・許可年月日

・交付年月日

・在留カードの有効期間の満了日

・就労制限の有無

・在留期間及び在留期間の満了日

・資格外活動許可の概要

- ◆入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人（中長期在留者）は、転居や転職など、在留状況に変更が生じたときに、変更内容を届出する。

（参考）中長期在留者とは、在留カードの交付を受けている外国人

（１）市区町村窓口で行う届出

対象者（誰が）	事由（どんなとき）	届出手続（何をするか）	届出時期（いつするか）
中長期在留者（全員）	新規上陸後に住居地を定めたとき	新規上陸後の住居地の届出	住居地を定めた日から14日以内
中長期在留者（全員）	在留資格変更等によって新たに中長期在留者となったとき	在留資格変更等に伴う住居地の届出	住居地を定めた日から14日以内
中長期在留者（全員）	転居したとき	住居地の変更届出	新住居地に移転した日から14日以内

※ 「住所」は市区町村長あて、「住居地」は出入国在留管理庁長官あてに届出をします。

(2) 地方出入国在留管理局に提出する届出

	事由(届出内容)	対象者	届出手続	届出時期	届出方法
1	・氏名 ・生年月日 ・性別 ・国籍・地域 に変更があったとき	中長期在留者(全員)	住居地以外の在留カード記載事項の変更届出	記載事項に変更が生じた日から14日以内	窓口持参
2	活動を行う機関の ・名称、所在地の変更 ・消滅、離脱、移籍 があったとき	中長期在留者のうち次の在留資格の者 教授、高度専門職1号ハ・2号(ハ)、 経営・管理、法律・会計業務、医療、 教育、企業内転勤、技能実習、留学、 研修	所属機関 (活動機関) に関する届出	事由が生じた日から14日以内	・インターネット ・窓口持参 ・郵送
3	契約機関の ・名称、所在地の変更 ・消滅、契約の終了 ・新たな契約の締結 があったとき	中長期在留者のうち次の在留資格の者 高度専門職1号イ又はロ・2号(イ・ ロ)、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、 興行、技能、特定技能	所属機関 (契約機関) に関する届出	事由が生じた日から14日以内	
4	配偶者との 離婚又は死別 したとき	中長期在留者のうち次の在留資格の者 家族滞在、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等 ※ 配偶者としての身分を有することがこれらの在留資格の基礎となる者)	配偶者に 関する届出	事由が生じた日から14日以内	

◆ インターネットによる届出

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html

◆ 郵送による届出(郵送先)

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目6番1号四谷タワー14階
東京出入国在留管理局 在留調査部門届出受付担当 (封筒に届出在中と記載)

在留審査関係諸手続

ポイント

在留諸申請の流れ（イメージ）

申請受付



- ◆ 申請番号が記載された**申請受付票**を交付。
- ◆ 在留カード所持者が、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請をした場合は、**在留カードの裏面に申請中と押印**。

審査



- ◆ **追加資料**の提出が必要な場合は、電話か手紙で追加資料の提出を依頼。

審査終了を知らせるハガキを発送



- ◆ 許可の場合も、不許可の場合も入管で結果を受け取る。

結果告知

許可

新しい在留カードを交付
(3月以下の在留期間の場合はパスポートに許可証印を貼る)



不許可

不許可通知書を交付



申請者

- 原則、本人又は法定代理人
- 地方出入国在留管理局長から申請取次の承認を受けた取次者に依頼することも可能

在留審査関係諸手続

① 在留期間更新許可申請



大学教授として在留中ですが、大学との契約を延長したので、引き続き日本で教えたいのですが…。



許可された在留期間を超えて在留を希望する場合**在留期間更新**の申請をしてください。



② 在留資格変更許可申請



日本の女性と結婚したのですが…。

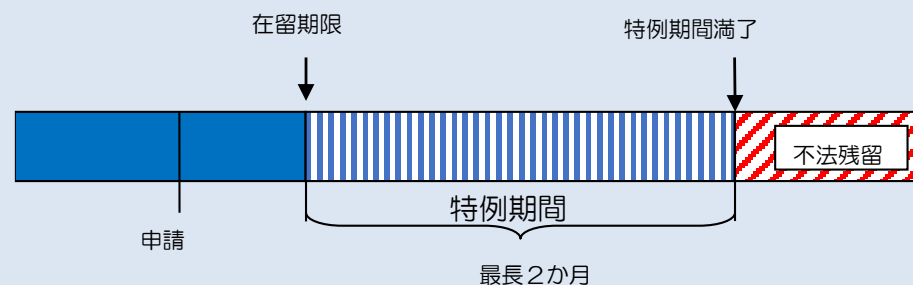


現在の在留目的を変更して在留を希望する場合**在留資格変更**の申請をしてください。



(参考) 特例期間 (入管法第20条第6項、同法第21条第4項)

外国人が、その在留期間の満了する日までに在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請をした場合において、当該申請に対する処分が在留期間の満了の日までに行われな
いときは、在留期間満了後も、当該処分がされるとき又は従前
の在留期間の満了の日から2か月経過する日のいずれか早い
ときまでの間は、引き続き従前の在留資格により在留できる。
※30日以下の在留期間を付与された方からの申請は対象外。



在留審査関係諸手続

③ 永住許可申請



長く日本で生活してきたので、
このまま日本で一生を過ごしたい…。



日本に永住を希望する場合**永住許可**の申請をしてください。



④ 就労資格証明書交付申請



就職しようとする会社から働いてもよいという
証明書を提出するように言われましたが…。



就労資格証明書の申請をしてください。



⑤ 資格外活動許可申請



留学生として在留中ですが、アルバイトはできますか。



許可された活動以外の就労活動（アルバイト）を行うことを希望する場合**資格外活動許可**の申請をしてください。



包括許可

個別許可

在留カードの記載

許可：原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く

許可：資格外活動許可書に記載された範囲内の活動

許可の概要

1 週に 28 時間以内の就労活動が包括的に許可される

●風俗営業等の店舗での就労は不可



●留学の在留資格の者は、教育機関に在籍中のみ有効。長期休業期間中は、1 日に 8 時間以内まで拡大

※ アルバイト先が複数あるときは、全てのアルバイトの稼働時間の合計を規定の時間内に収める必要がある。

活動を行う本邦機関の名称及び事業内容その他必要な事項を定めて個々に許可される

- 就労資格を有する方が、他の就労資格に該当する活動を行う時や、留学生等が①の時間を超えて資格外活動を行う必要があるときなどに申請する。
- 許可の詳細は、証印又は資格外活動許可書を確認する

証 印
(シール)



資格外活動
許可書
(紙・A5
サイズ)



2022年3月から

マイナンバーカードがあれば 外国人本人の方は在留手続を オンラインで申請 できます!!!

After March 2022, If you have an Individual Number Card, foreign national can apply for residence procedures online.

対象となる在留資格は? What states of residence are eligible for use of the online system?

「外交」と「短期滞在」を除く全ての在留資格が対象です!

All the status of residence excluding "Diplomat" and "Temporary Visitor" are eligible!

在留資格
「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」を追加しました!!
Addition of the application pertaining of the status of residence "Spouse or Child of Japanese", "Spouse or Child of Permanent Resident" and "Long Term Resident"!!

オンラインによる在留手続の
PRキャラクター「らすっぴ」
PR character for online residence
procedures "Rasuppi"



対象となる手続は? What kind of applications can be submitted online?

- | | |
|--|---|
| 1 在留資格認定証明書交付申請
Application for "Certificate of Eligibility" | 2 在留資格変更許可申請
Application for "Change of Status of Residence" |
| 3 在留期間更新許可申請
Application for "Extension of Period of Stay" | 4 在留資格取得許可申請
Application for "Permission to Acquire Status of Residence" |
| 5 就労資格証明書交付申請
Application for "Certificate of Authorized Employment" | 6 再入国許可申請(注)
Application for "Re-entry Permission" |
| 7 資格外活動許可申請(注)
Application for "Permission to engage in an Activity Other Than That Permitted under the Status of Residence Previously Granted" | |
- (注) 2~4と同時に申請する場合に限ります (Note) Limited to cases in which submitted at the same time as the permission in 2~4.

こんなメリットがあります! Benefits of the online system!

- 窓口に出向く必要がなく、自宅やオフィスから手続できます!
Possible to submit an application from home or the office without the need to come to the immigration counter in person!
- システムの利用料金は無料です!
No fees for use of the online system!
- 24時間利用できます!
Available for use 24 hours a day!
- 在留カードを郵送で受け取ることができます!
Possible to receive the residence card by mail!



在留申請オンラインシステム
の利用者や対象となる在留資
格を拡大したほか、利用申出
の見直しを行いました!

マイナンバーカードと公的個人認
証サービスを活用し、外国人本人
の方がオンライン申請を行うこと
ができるようになりました!



令和4年1月
出入国在留管理庁

オンラインで手続するには事前に利用申出が必要です!!

If you would like to use the online residence application system, make sure you submit a request for use in advance!

ご準備ください Preparation

- 1 マイナンバーカード (注) 署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が必要です。
Individual Number Card (note) Your Individual Number Card must have electronic certificates for signature and user verification.
- 2 在留カード
Residence Card
- 3 パソコン(スマートフォンは対応していません。)
PC (Smartphones are not supported.)
- 4 ICカードリーダライタ (注) マイナンバーカードに対応したものがが必要です。
IC card reader/writer (note) An IC card reader/writer compatible with Individual Number Card is required.
- 5 JPKIクライアントソフト (注) 公的個人認証サービスポータルサイトからダウンロードしてください(無料)
JPKI client software (Note) Download the software from the portal site of Japanese Public Key Infrastructure (JPKI)(free of charge).

利用者情報登録 User Information Registration

申請する前に利用者情報登録をしてください。

If you would like to use the online residence application system, please register as a user in advance.

利用者情報登録の流れ Flow

オンラインで登録
register online



マイナンバーカード
Individual Number Card

在留申請
オンラインシステム
online residence application system

承認メール
Approval email

在留申請
オンラインシステムで
申請可能
Possible to submit an Application
by online residence application
system



詳しくは、出入国在留管理庁ホームページをご確認ください。

For details, please check the Immigration Services Agency website.

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/onlineshinsei.html>



技術・人文知識・国際業務

Engineer/Specialist in Humanities/International Services

在留期間：5年、3年、1年、3月

本邦において行うことができる活動

- ▶ 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学、その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（1の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く）

具体的な活動内容

- ▶ ソフトウェアエンジニアとしてコンピュータ関連サービスに従事するもの
- ▶ 土木及び建築における研究開発・解析・構造設計に係る業務に従事するもの
- ▶ 取引レポート、損益データベース等の構築に係る業務に従事するもの
- ▶ 会社の海外事業本部において本国の会社との貿易等に係る会計業務に従事するもの
- ▶ 語学教師としての業務に従事するもの

技術・人文知識・国際業務

Engineer/Specialist in Humanities/International Services

在留期間：5年、3年、1年、3月

上陸基準省令

- 1 「技術」「人文知識」申請人が次のいずれかに該当し、必要な技術又は知識を取得していること（ただし、IT告示で定める資格を有している場合を除く）
 - イ 当該技術若しくは知識に係る関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと
 - ロ 当該技術又は知識に係る関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと
 - ハ 10年以上の実務経験を有すること
- 2 「国際業務」申請人が次のいずれにも該当していること
 - イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾、若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発等その他これらに類似する業務に従事すること
 - ロ 3年以上の実務経験（大学を卒業した者が、通訳・翻訳等の業務に就く場合を除く）
- 3 日本人と同額以上の報酬

大学を卒業した留学生

不許可事例 ✕

教育学部を卒業した者から、弁当の製造・販売業務を行っている企業との契約に基づき現場作業員として採用され、弁当加工工場において弁当の箱詰め作業に従事するとして申請があったが、当該業務は人文科学の分野に属する知識を必要とするものとは認められず、「技術・人文知識・国際業務」の該当性が認められないため不許可となったもの。



専門学校を卒業した留学生

不許可事例 ✕

声優学科を卒業した者が、外国人客が多く訪れる本邦のホテルとの契約に基づき、ロビースタッフとして翻訳・通訳業務に従事するとして申請があったが、専攻した科目との関連性が認められず不許可となったもの。



留学生の就職支援に係る「特定活動」（本邦大学卒業者）

特定活動46号告示

別表第十一に掲げる要件のいずれにも該当する者が、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動（日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務に従事するものを含み、風俗営業活動及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務に従事するものを除く。）

対象者

（１）学歴

- 日本国内の4年制大学を卒業
- 日本国内の大学院の課程を修了

（２）日本語能力

- 日本語能力試験 **N1**
- BJTビジネス日本語能力テストで **480点以上**
- 大学又は大学院において「**日本語**」を専攻して大学を卒業

具体的な活用例

（１）飲食店で



飲食店に採用され、店舗管理業務や通訳を兼ねた接客業務を行うもの（日本人に対する接客を行うことも可能です。）。
※ 厨房での皿洗いや清掃にのみ従事することは認められません。

（２）工場で



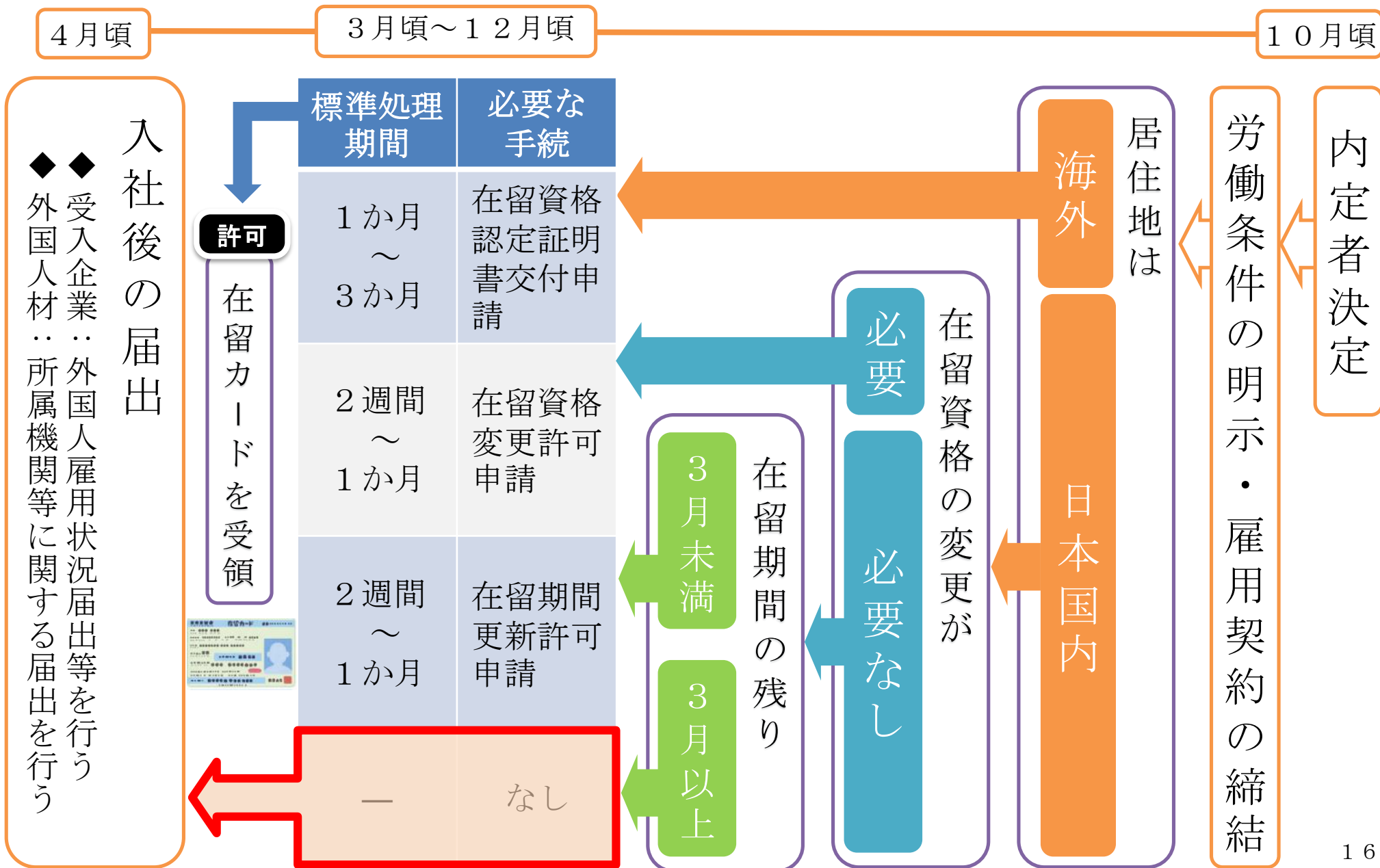
工場のラインにおいて、日本人従業員から受けた作業指示を技能実習生や他の外国人従業員に対し外国語で伝達・指導しつつ、自らもラインに入って業務を行うもの。
※ ラインで指示された作業にのみ従事することは認められません。

（３）ホテルや旅館で



ホテルや旅館において、翻訳業務を兼ねた外国語によるホームページの開設、更新作業等の広報業務を行うものや、外国人客への通訳（案内）を兼ねたベルスタッフやドアマンとして接客を行うもの（日本人に対する接客を行うことも可能です。）。
※ 客室の清掃にのみ従事することは認められません。

※詳細については、以下のURLを参照願います（留学生の就職支援に係る「特定活動」（本邦大学卒業者）についてのガイドライン）
http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00038.html



事例 1

将来的に不許可になる転職パターン



「国際業務」類型で許可を受けた者が「人文知識」類型の業務を行っても不法就労にはならない。

ただし、上陸許可基準を満たさない場合は、次の在留期間更新許可申請の際に許可されない可能性がある。

事例 2

不法就労助長を問われかねない転職パターン



「技人国」で許可を受けた者が在留資格に該当しない業務を行うと不法就労活動になる。

資格外活動違反で検挙された場合、事業主も処罰の対象になる

不法就労防止に御協力ください。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の**3**つの場合です。

1

不法滞在者や被退去強制者が働くケース

- (例) ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
・退去強制されることが既に決まっている人が働く

2

就労できる在留資格を有していない外国人で
出入国在留管理庁から働く許可を
受けていないのに働くケース

- (例) ・観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く
・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

3

外国人の方が現に有している在留資格等で
認められた範囲を超えて働くケース

- (例) ・外国料理のコックや語学学校等の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く
・留学生が許可された時間数(原則週28時間以内)を超えて働く

注意!

事業主も処罰の対象となります!!

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人(不法就労助長罪)

→3年以下の懲役・300万円以下の罰金

※外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主

→退去強制の対象

- 外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人

→30万円以下の罰金



不法就労防止にご協力ください。

在留カードの記載事項を確認してください。

- 在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。
- 特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。その例外については「在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方」をご参照ください。

在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可を受けていない限り就労できません**のでご注意ください。

※仮放免許可は在留資格ではありません。

- 仮放免は、入管法に基づく退去強制手続を受けている外国人について、病気その他やむを得ない事情がある場合に条件を付して、一時的に収容を停止し、身柄の拘束を仮に解く措置です。
- 仮放免された外国人は退去強制手続中という立場であるため、原則として、仮放免許可書の裏面に「職業又は報酬を受ける活動に従事できない」との条件が付されており、就労することはできません。
- 仮放免された外国人に当該条件が付されていないときなど、就労の可否に疑義がある場合は、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

※ 2023年6月に成立した入管法等改正法により、収容に代わる監理措置制度が創設されました。監理措置に付された退去強制手続中の外国人は、退去強制令書発付前に限り、生計の維持に必要な範囲内で、就労先を指定するなど一定の厳格な要件の下で、例外的に就労が許可されることがあります。なお、就労の可否については同人が所持している監理措置決定通知書の記載を確認してください。また、就労の可否に疑義がある場合は、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

不法就労防止に御協力ください。

ポイント 1 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合
 →原則雇用はできませんが、ポイント②を確認してください。

※一部就労制限がある場合
 →制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
 ②「指定書により指定された就労活動のみ可」
 (在留資格「特定活動」)
 (②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。)

※難民認定申請中であっても、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

※「就労制限なし」の記載がある場合
 →就労内容に制限はありません。

ポイント 2 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)(複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)」
 ②「許可(「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内)」
 (地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)

③「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」
 (資格外活動許可書を確認してください。)

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN		在留カード RESIDENCE CARD		番号 No. AB12345678CD
氏名 NAME	TURNER ELIZABETH			
生年月日 DATE OF BIRTH	1985年12月31日	性別 SEX	女 F	国籍・地域 NATIONALITY/REGION
住居地 ADDRESS		東京都千代田区歳が関1丁目1番1号歳が関ハイフ202号		
在留資格 STATUS	留学 Student			
就労制限の有無		就労不可		
在留期間(満了日) PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)	4年3月(2023年07月01日)			
許可の種類 PERMIT TYPE	在留期間更新許可(東京出入国在留管理局長) MOJ			
許可年月日 PERMIT DATE	2019年04月01日	交付年月日 DELIVERY DATE	2019年04月01日	
このカードは 2023年07月01日まで有効です。 出入国在留管理庁長官 印				

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		在留期間更新等許可申請欄
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中

不法就労防止に御協力ください。

在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

- 下記のページを御活用ください。なお、確認結果は在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、下記、「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方」や「在留カード等読取アプリケーション」のほか「動画ライブラリー」において、アプリの操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介する映像を公開していますので、あわせて御活用ください。
- 偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問合せください。

在留カード等番号失効情報照会ページ

<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf>



動画ライブラリー

https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00182.html



在留カード等読取アプリケーション

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html>



このアプリを使用し、読み取った情報と、券面に記載された情報を見比べることで、偽変造されていないかを簡単に確認することができます。アプリは、サポートページ(上記URL)や各アプリケーションストアから入手できます。

とうきょうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょくよこはましきょく ざいりゅうそうだんしつ
東京出入国在留管理局横浜支局 在留相談室

「Y-FORA」(わい・ふおーら)

Yokohama Immigration Foreign Residents Advisory Room

よこはましきょく しよくいん がいこくじん ざいりゅう しえん
横浜支局の職員による、外国人の在留を支援する

ための「在留相談室」ができました。

かいしゃ とつぜんかいこ
会社を突然解雇されましたが、引き続き日本
で仕事がしたいです。どうすれば良いです
か？



みなさま なや き もんだいかいけつ
皆様の悩みを聞いて問題解決のために

かんけいきかん きょうりょく
関係機関と協力しながら

アドバイスやサポートをします。



かいおうタン
(横浜支局マスコットキャラクター)

ばしょ ちず うらめん
場所 地図は裏面にあります。

とうきょうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく
東京出入国在留管理局
よこはましきょくよこはまこうじんしつ
横浜支局横浜港分室
よこはましなかくしんこう
横浜市中区新港1-6-1

よこはま新港合同庁舎1階
(横浜高速鉄道みなとみらい線「高島町」徒歩5分)

そうだん
相談できる日

げつようび きんようび
月曜日～金曜日 9:00～17:00

※12:00～13:00を除きます。

※祝日、年末年始を除きます。

※予約の時には、少なくとも
○名前(匿名可)、○希望日時、○通訳が必要かどうか、○連絡先、○相談したい内容
を伝えてください。(伝えてもらう情報が多ければ、より適切なアドバイスができます。)

※横浜地方方法務局人権擁護課、法テラス神奈川、神奈川労働局、ジェトロ横浜、
神奈川県、横浜市と連携して対応します。→ 詳細は裏面へ

よやくほうほう
予約方法 ※事前予約制です。

でんわまた ふやく う つ
電話又はインターネットで予約を受け付けます。

☎045-680-1620



URL: <https://forms.gle/dbNUXp9cxy6yk7528>

【事前に相談内容を聞いて、適切なアドバ
イスやサポートの準備をするために、予約
制としています。】

よこはま ちく しゅうへん
横浜みなとみらい地区周辺における
がいこくじんざいりゅう しえん とりくみ
外国人在留支援のための取組

横浜みなとみらい地区周辺において、外国人の在留を支援する
機関が連携・協力して、外国人からの相談対応、外国人を雇用し
たい企業の支援、情報発信などの取組を行っています。

関係機関

- ①東京出入国在留管理局横浜支局横浜港分室 場所: よこはま新港合同庁舎1F 電話: 045-680-1620
- ②横浜地方方法務局人権擁護課 場所: 横浜第2合同庁舎5F 電話: 0570-090911(ナビダイヤル)
- ③日本司法支援センター(法テラス) 神奈川地方事務所 場所: 産業貿易センタービル10F 電話: 0570-078377(ナビダイヤル)
- ④外国人労働者相談コーナー (神奈川労働局労働基準部監査課) 場所: 横浜第2合同庁舎8F 電話: 045-211-7351
- ⑤ハローワーク横浜 (神奈川労働局) 場所: よこはま新港合同庁舎2F 電話: 045-663-8609(44線)
- ⑥横浜新卒応援ハローワーク留学生コーナー (神奈川労働局) 場所: 横浜STビル16F 電話: 045-312-9206
- ⑦独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO) 横浜貿易情報センター 場所: 産業貿易センタービル2F 電話: 045-222-3901
- ⑧多言語支援センターかながわ (神奈川県) 場所: かながわ県民センター13F 電話: 045-316-2770
- ⑨横浜多文化共生総合相談センター (公益財団法人横浜国際交流協会(YOKE)・横浜市) 場所: パシフィコ横浜 横浜国際協力センター5F 電話: 045-222-1209

関係機関マップ

